

令05原機(科臨)021  
令和5年12月26日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所の使用施設(バックエンド研究施設)  
に係る使用前確認申請書の変更について

令和5年9月25日付け令05原機(科臨)012をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設(バックエンド研究施設)に係る使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第3項の規定に基づき、別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 変更の内容

別紙－3「使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類」のうち、期日を次のとおり変更する。

(変更前) 令和5年12月1日～12月28日

(変更後) 未定

上記変更に合わせて、添付資料－1「工事の工程に関する説明書」のうち、使用前検査の期日についても未定とする。

2. 変更の理由

使用前検査の期日を変更するため。

なお、使用前検査に係る詳細が決定次第、使用前確認申請書の変更を行う。